

# 福島県の口蹄疫への対応

---

## ○ 海外における発生状況の周知

国が、県に対して提供する海外における口蹄疫の最新の発生状況について、家畜保健衛生所、ホームページ等により、家畜の所有者、関係団体等にお知らせし、注意喚起を実施しています。

## ○ 飼養衛生管理基準の遵守等の指導

家畜保健衛生所は、家畜の所有者、関係団体等に対し、農場に立ち入りするなど飼養衛生管理基準の遵守を指導するとともに、家畜衛生情報（広報）の発行、研修会等の開催により、家畜の所有者の家畜防疫に対する意識を高め、発生予防を図っています。

## ○ 県内宿泊施設等における消毒について

県（または国）は、口蹄疫の発生国・地域からの入国者が訪れる可能性の高いホテル、ゴルフ場等の施設に対して、出入口での消毒を行うよう協力を要請しています。

※ 海外から航空機や船舶が入港する空港や港においては、国が、入国者が携帯品として持ち込む食肉、ハム、ソーセージ等の検査や入国者の靴底、車両の消毒を実施しています。

## ○ 迅速な初動防疫への準備

県は、発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、防疫演習等を実施しています。

あわせて、必要な人員、機材、消毒薬等の確保にも努めています。

---